○対象施設について

施設・事業	無償化の内容			申請先
	0~2歳児	満3歳児※1	3~5歳児	中胡兀
新制度移行幼稚園、 認定こども園(1号)	住民税非課税世帯のみ 利用料無償	利用料無償		
保育所・認定こども園等 (2・3号)	住民税非課税世帯のみ 利用料無償		利用料無償	新たな申請 不要
地域型保育(小規模保 育、家庭的保育、居宅型 保育、事業所内保育)				
就学前の障害児通園 施設等※2				
以下については、保育を必要とする子どもが無償化の対象となります。(新しい認定手続きが必要です)				
新制度に移行していない 幼稚園(未移行幼稚園)	-	上限月額2.5	7万円(新1号)	
幼稚園、認定こども園 (1号)、未移行幼稚園の 預かり保育	_	住民税非課税世帯のみ 上限月額1.63万円 (新3号)	上限月額1.13万円 (新2号)	- 187 + +
認可外保育施設	住民税非課税世帯のみ 月額4.2万円を上限に 利用料を無償 (新3号)		月額3.7万円を上限に 利用料を無償 (新2号)	こども未来課 子育て支援係
一時預かり事業 病児保育事業 				
ファミリーサポート センター事業				

- ※1 満3歳とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。
- ※2 住民税非課税世帯の子どもが、障害児通園施設等を利用している場合は、既に利用料は無償となっています。また、幼稚園、保育所、認定こども園と、障害児通園施設等の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。